



はあとふる ふくしま

特集

里親制度を知っていますか？
～子どもの未来を支える愛のかたち～

お知らせ

運営適正化委員会委員を選任 ～任期満了に伴う委員の改選～

今日はカラオケ
これが十八番！
楽しい時間に
笑顔がいっぱい
(南東北さくら館・郡山市)



目の不自由な方のために「はあとふるふくしま」は音訳版および点訳版を作成しています。



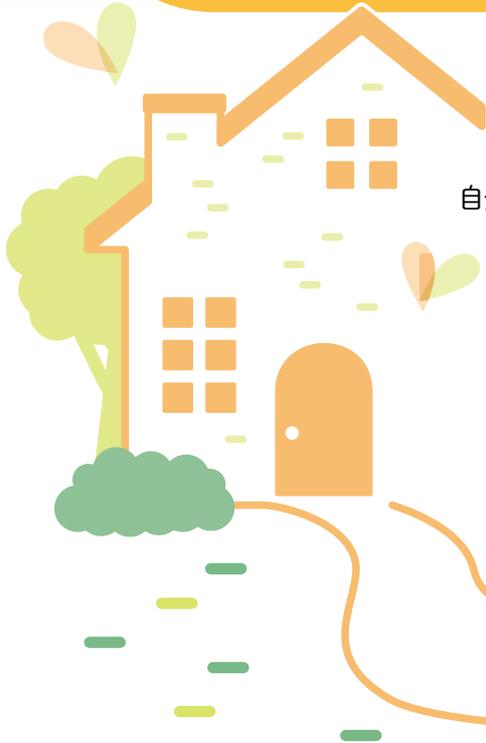
「はあとふるふくしま」は作成経費の一部に、共同募金配分金及び特別賛助会員の寄付金を使用しています。

里親制度を知っていますか？

～子どもの未来を支える愛のかたち～

里親とは保護者の病気や離婚、虐待、その他いろいろな事情により、
家庭で暮らせない子どもたちを、
自分の家庭に迎え入れ養育する人のことをいいます。

「里親制度」は、児童福祉法に基づき、
里親に子どもの養育をお願いする制度です。
里親とのあたたかな家庭生活を通して
信頼や愛着を育んでいくことで子どもたちが
心身ともに健やかに成長していけるだけでなく、
やがて大人になった時に自分が
築いていく家庭のイメージを
もてるようになります。



社会で子どもを支える 養育制度

それぞれの事情で保護者から離れて暮らす子どもたちが、日本には約42,000人いるといわれています。福島県には、同様に保護者と暮らせない子どもたちが約400人います。そのような子どもたちを、自らの家庭に迎え入れ、愛情をもって健やかに育ててくれる方を「里親」といいます。県内では、**図1**のとおり里親の家庭で暮らしている子どもが124人います。里親には、**表1**のとおり4つの種類があります。また、里親と元施設職員などの養育者が、家庭的な環境で子どもたちと一緒に生活する「ファミリーホーム」も家庭養育のひとつです。里親は一定期間、子ども

図1 県内の里親数と施設などで生活する子どもの数

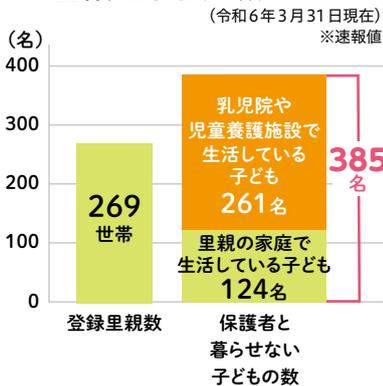


表1 里親の種類

養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭に迎え入れる。 ※養育里親には短期の里親制度もあります。 【週末里親】 週末や夏休みなどの一定期間子どもを預かる。	養育里親のうち、虐待や障がいなどの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する。(一定の研修を受けて里親に専念できる方)	特別養子縁組(法的親子関係の成立)を前提に、養子縁組が成立するまでの間、子どもを養育する。	実親が死亡や行方不明などにより子どもを養育できない場合に、祖父母など3親等以内の親族が子どもを養育する。

もを預かって養育しますが、その期間も数日から十数年まで様々です。養育中は、子育てに関する相談支援や子どもの生活費等の支給など、様々なサポートを受けることができます。

里親は社会全体で子どもを育てる応援団の一員です 取材協力・福島県児童家庭課

「保護者と一緒に暮らせない子ども」の現状とその課題、里親への委託の推進に向けた取組について、福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課児童養護担当主任主査の筒井あかねさんに伺いました。

■里親の登録数を増やし家庭的な環境での養育を進める

近年、児童虐待の相談件数は全国的に増加傾向で、福島県の令和4年度の虐待相談は過去最大の2,256件となりました。子どもの養育に関する相談についても急激に件数が増加し、相談件数全体で見ると、平成29年度から令和4年度の5年間で約2倍に増加しています。

このような中、平成28年の児童福祉法改正では、それまでの施設養育を中心とする考え方から、里親など家庭的な環境での子どもたちのケアを優先することとされました。これを受けて平成29年度にまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、里親の登録数を増やしていくこと、

フォスタリング業務※を行い、里親の質の高い養育を支援していくことが示されています。

里親による養育では、いつでも同じ大人が子どもと共に生活すること、より信頼関係や絆が深まりやすくなります。また、幼くして家族と離れた子どもは「一般的な家庭」をイメージしにくいいため、養育家庭を通して様々な生活体験や安心して甘えられる環境をつくることにより、イメージすることができるようになります。

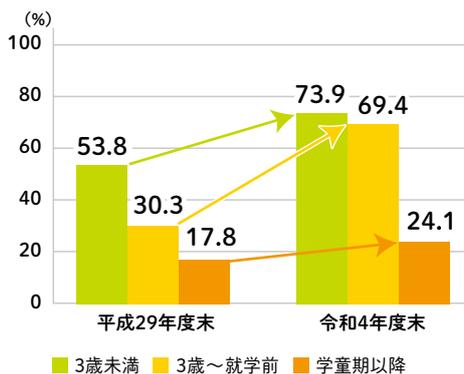
※フォスタリング業務：里親候補者を見つけ、適性の確認や里親への研修を実施し、子どもと里親を組み合わせるなど、包括的な支援を行うこと。

■里親への委託推進に取り組んでいます

様々な理由で一時保護された子どもたちに対して、児童相談所はその子の個性や生活してきた環境などを考慮しながら、里親家庭で生活するか施設で生活するかの方針を決めていきます。里親家庭で養育する場合は、一人一人の子どもに合った里親をマッチングする必要があります。そのため、委託される子どもの数よりも多くの里親が登録されることが望まれます。

福島県では、里親への委託率について就学前は75%、学童期以降は30%という数値目標を掲げています。委託されている子どもの状況は日々変わるため一概には言えませんが、目標に近い委託率となりつつあります(図2)。しかし、委託される子どもの数に対する登録者数はまだ十分ではありません。里親は社会全体で子どもを育てる

図2 福島県の里親等委託率の状況



応援団の一員です。子どもの養育にあたっては、必要に応じて児童相談所のフォローがあります。また、県内の児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との関わりや里親同士の交流を通して、相談したり悩みを話し合ったりしながら、一緒に子どもの成長を見守っていきます。

里親になりたいと考えている方には、ぜひ登録をご検討いただきたいです。また、県民の皆さんには、子育てを応援する一人として「里親」さんがいるということを知っていただき、あたたかく見守っていただけたらと思います。

里親になるためのステップ(図4)や里親に関する詳しい情報についてはPRをご覧ください。

地域の里親委託を推進していくために 取材協力・児童養護施設 白河学園（白河市）



里親支援専門相談員
せまね 関根 さゆりさん

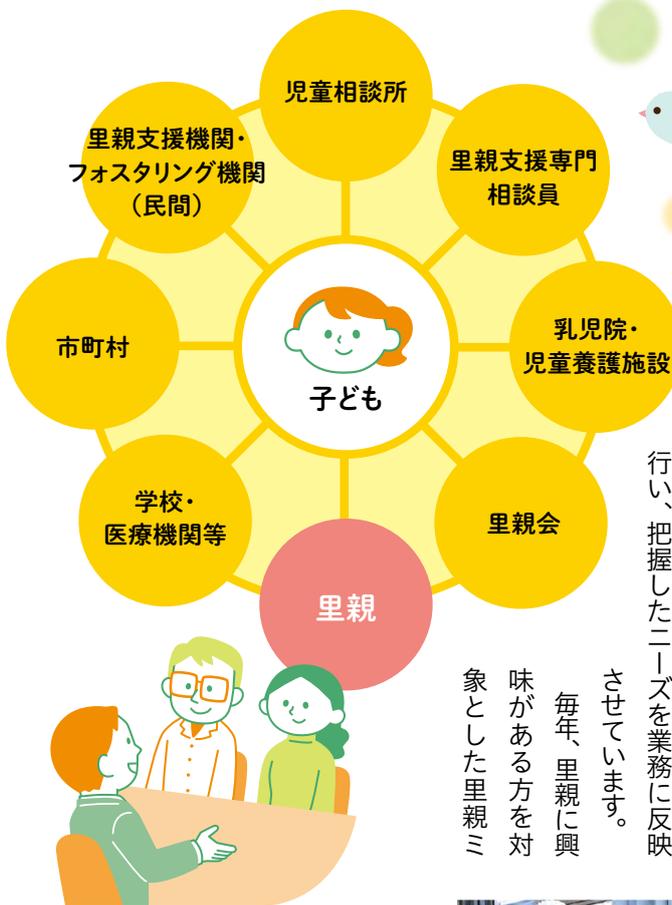
■ 関係機関と連携しながら 子どもたちを養育

児童養護施設白河学園は、様々な事情により家庭での子育てができなくなったときに、保護者に代わって子どもたちを養育する施設です。定員は40名で、家庭に近い環境で支援を行う方針で、職員はチームワークを大切に小規模のユニットで子どもたちのケアを行っています。施設ではできない、より家庭的な経験が必要と判断した場合は、里親の皆さんの力をお借りすることもあります。

例えば、「週末里親」は、家族との交流がもてない子どもや家庭復帰が難しい子どもが、週末だけ里親さんの家庭で過ごすというものです。家庭で生活する体験が、将来の家庭のモデルにもなっています。受け入れが可能な里親さんを、児童相談所に調整いただき、子どもの状況に合わせて受け入れのペースなどを相談し

て進めています。ご協力いただいている里親さんとは、日頃から子どもの様子などを共有し、お互いいつでも気軽に相談できるように努めています。

図3 里親制度におけるチーム養育体制



■ 里親支援専門相談員として 里親さんに寄り添っていききたい

また、里親支援専門相談員として、図3のように、児童相談所の職員の方をはじめ地域の里親会などとも連携しながら、里親の新規開拓や里親に対する研修、里親家庭訪問を行い、把握したニーズを業務に反映させていきます。

毎年、里親に興味がある方を対象とした里親ミ

ニ説明会や里親同士が交流するサロンを開催しています。今年も県南地域の里親を対象としたサロンを開催予定です。

子どもたちを養育する上での悩みは、里親支援専門相談員も里親の皆さんと通ずるものがあると思っています。里親研修等の場で経験を共有し、ともに子どもの成長を喜び、悩み考えられる身近な存在でありたいです。



サロンで里親としての心構えを学ぶ参加者の皆さん





里親の声

特別でなくていい。家庭生活の経験が大事 取材協力・Kさんご夫妻（西郷村）

■ご縁のあったお子さんに 私たちができることを

以前から里親には興味があったのですが、周りには里親になっていない方が多く、登録には踏み出せませんでした。登録するきっかけとなったのは3年前、NPOの方と知り合いになり家庭環境に恵まれなかった高校生のお子さんの支援を手伝った時のこと。その子は、家を出て一人暮らしを始めましたが、家庭からの支援は一切なくアルバイトをしながら定時制の高校に通っていました。その子が日々ひた向きに頑張り、晴れて大学に合格し、私たちに感謝して巣立っていく姿を見て、同じような子どもたちのために私たち夫婦にできることをという気持ちで養育里親に申し込みました。

里親となって最初にお子さんを受け入れたのは、講習を受けて間もないころで、一時保護となった生後2か月半の男の子を2か月半お預かり

しました。それ以降、受け入れたのは幼いお子さんが多く、これまで2か月半から3歳くらいまでのお子さん計7人を、長い子で3か月半ほどお預かりしました。わが家に来た時はまだ歩けなかった子が、自宅へ戻る頃には小走りまでできるようになっているなど、お子さんの成長に立ち会えるのが、里親としてのやりがいになっています。

また、知り合いの方が使わなくなったベビーカーを持ってきてくれたり、自分の娘が今の時代の子育てについて教えてくれたりと、周囲も自然と協力してくれています。

■特別なことではなく 普段どおりの生活を送る

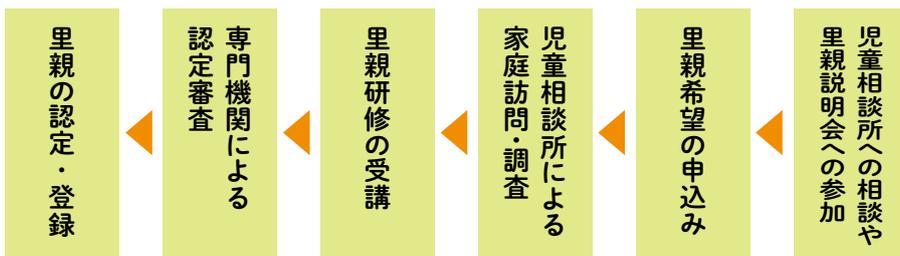
その後、児童相談所を経由して白河学園からお話をいただき、養育里親に加え週末里親にも協力することにしました。ご縁があった子には少しでも力になればという気持ちがあったのと、「子どもたちに家

庭における普段の生活を体験させてあげたい」という園長や里親支援専門相談員である関根さんの言葉に心を動かされて決めました。現在は、週末里親として2か月に1回高校生の女の子と交流させてもらっています。まだ自我が芽生えていない幼い子どもとは異なり、その子の性格を踏まえて接するように心がけています。関根さんには、お子さんの状況を共有した上でいろいろと相談させていただいております。一つ一つ丁寧に対応していただけるので、安心して子どもと向き合うことができます。

里親として特別なことはなかなかできませんが、子どもたちが家庭での日常生活を経験することが大事だと関根さんも言ってくれます。それでいいんだと思って、わが家らしくお子さんと週末のひと時を過ごすようにしています。



図4 里親になるためのステップ



—10月は里親月間です— 福島県児童家庭課からの情報はこちら➡



運営適正化委員会委員を選任 任期満了に伴う委員の改選

福島県社会福祉協議会では、社会福祉法に基づき、次の2点を目的に平成12年度から福島県運営適正化委員会を設置しています。

- ① 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営の確保
- ② 福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決

このたび委員の任期満了に伴い、令和6年8月9日から22日までの公示期間を経て選任された選考委員会の同意を得て、次のとおり委員を選任いたしました。新委員の任期は令和6年9月25日から令和8年9月24日の2年間です。

委員の構成については、委員会の性格が公正性を旨としていること、また多様な事案に対し適正に機能を発揮し得るものとするため、①社会福祉に關し学識経験を有する者、②法律に關し学識経験を有する者、③医療に關し学識経験を有する者の分野から選任することとなっています。

運営適正化委員会委員一覧（五十員順・敬称略）

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 安 倍
あんべ | 孝 祐
こうすけ | （福島県弁護士会
高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会副委員長） |
| 熊 坂
くまざか | 隆 志
たかし | （福島県医療ソーシャルワーカー協会 副会長） |
| 近 内
こんない | 直 美
なおみ | （福島県社会福祉士会 高齢者虐待対応チーム運営委員） |

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
こちらから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から補償*		
地震・噴火・津波による死傷		×	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

*特定感染症についても10日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となります。
なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

〈SJ23-11315より抜粋〉



赤い羽根で ささえあい

社会福祉法人 福島県共同募金会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 (福島県総合社会福祉センター内)
電話 024-522-0822 FAX 024-528-1234
メールアドレス akaihane@axe.locn.ne.jp
ホームページ <https://akaihane-fukushima.or.jp/>

令和6年度共同募金運動が 始まりました

本年度も10月1日から、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まりました。昭和22年から始まった運動は、今年で**78回目**を迎えます。共同募金は、戦後復興期の戦災孤児や引揚者の支援から始まり、その後も時代ごとの福祉課題を捉え、民間による福祉活動の大きな原動力となってきました。

昨年度の運動では、台風災害の影響を受けるなど困難な状況下での募金運動となりましたが、福島県共同募金会には**3億8,509万0,610円**もの多くの貴重な浄財が寄せられ、県内の数多くの福祉活動を応援することができました。これもひとえに、寄付者の皆様や募金ボランティアの皆様などの温かいご支援とご協力の賜物であると深く感謝申し上げます。

度重なる自然災害や物価高騰等に伴い、生活困窮やDV、児童虐待、障がいのある方の就労・社会参加や医療的ケア児の支援、ヤングケアラーなどの福祉課題が山積しております。本県においても、こうした課題を解決するため、運動を展開してまいりたいと存じますので、皆様におかれましても赤い羽根共同募金運動の趣旨をご理解いただき、ご協力いただければ幸いです。



- 金融機関を通じた募金も可能です。
- 共同募金へのご寄付は税制優遇が受けられます。

➔詳しくは 福島県共同募金会ホームページをご覧ください

湯田 邦彦 (認知症の人と家族の会福島県支部世話人)	矢吹 孝三 (福島県民生児童委員協議会 副会長)	森 美樹 (福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会 監事)	松本 寛之 (福島県弁護士会 会員)	松本 喜一 (福島県社会福祉士会 会長)	本田ルミ子 (福島県医療ソーシャルワーカー協会 監事)	鈴木 長司 (福島県精神保健福祉士会 相談役)
-------------------------------	-----------------------------	--	-----------------------	-------------------------	--------------------------------	----------------------------

また、運営適正化委員会には次の2つの合議体が設置されており、各委員が分担して役割を果たしてまいります。

運営 監視部会

日常生活自立支援事業が適正に行われているか、定期的な報告や現地調査等により監視を行い、必要に応じて助言又は勧告を行います。

苦情 解決部会

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための相談、助言、調査または斡旋を行います。その他、社会福祉事業の経営者等に対する研修会、広報啓発活動、巡回指導等を行います。

10月号の「みらふく」はお休みとなります。来月号をお楽しみに!



県社協からのお知らせ

「介護助手」募集のご案内

高齢者施設で清掃や配膳・下膳など介護の周辺業務を行う「介護助手」を募集しています。子育て中の方、第一線を退いたけれどまだまだ元気な働ける方、まずは介護助手から始めてみたい方など、ライフスタイルや体力に合わせて働いてみませんか？ 資格や経験は不要です。ぜひお気軽にお問い合わせください。

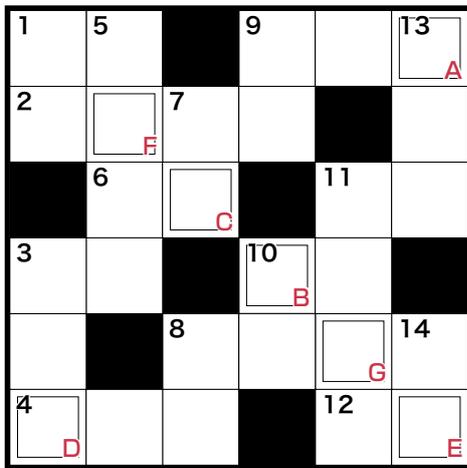
10月下旬発行の新聞折込広告に、最新の介護助手求人掲載します！

お問い合わせ先

福島県社会福祉協議会 福祉人材課 福祉人材センター
 電話 024-521-5662 URL https://f-fjc.com



クロスワードにチャレンジ!



全部できたら二重ワクの文字をABC順に読んでいくと、それが答えです。



ヨコのカギ

- を並べる、○を落とす、○の荷が下りる
- 夜に口笛を吹くと蛇が来る、北枕で寝るな…
- ⇔ 地
- トカゲの一種。漢字で書くと「家守」
- は藍より出でて藍より〇し、隣の芝生は〇い
- 声に出さずに読むこと
- これに火を点けてお灸を据える
- 1000kg
- ⇔ 昔
- スポーツの秋にしっかりかきましよう

タテのカギ

- 鶴よりも10倍長生き(?)
- 夜通し寝ずに頑張る
- 結婚式を挙げる人が多い吉日
- お相撲さんが土俵にまきます
- パリは花の都、では仙台は何の都?
- 昔の通貨単位。一〇無し、二束三〇
- ⇔ 損
- この派は室内で過ごすのが好き
- 秋の味覚の代表魚。漢字で書くと「秋刀魚」
- 無くて7、有って48

応募方法

ハガキまたはEメールにパズルの答えと ①住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、業種 ②本誌に対するご意見、ご感想、ご要望を全てご記入の上、ご応募ください。

締切

令和6年11月15日(金)

宛先

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会「はあとふる・ふくしまパズル係」

メールでの応募はこちら!



正解者の中から
 抽選で3名に
 プレゼントが当たる!



今月のプレゼント

あとりえ北山 (いわき市)
**豆乳入り焼きどーナつと
 焼菓子のセット**

当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

多数のご応募ありがとうございました

9月号の
 正解

「マナビアウバ」
 (学び合う場)

※ご記入の個人情報は適切に管理し、目的以外に使用しません。

※本誌に対するご意見、ご感想、ご要望の一部は、「読者のおたより」に掲載させていただく場合もございます。



8月号に寄せられた 読者のおたよりから

週休3日制の記事を読み、これからは柔軟で多様な働き方が大事だと感じました。元教師ですが毎日10時間以上勤務は当たり前でした。これで週3日休めたらよかったのに…。(71才 主任児童委員)

自分もシフト制の職場で勤務しており、週休3日制の記事に興味を持ちました。勤務時間が1週間あたり1回分減ることもメリットかと思えます。社会福祉大会にも興味を持ちました。記念講演を聞いてみたいと思いました。(57才 サービス業)

編集後記

今月号の特集で取り上げたとおり10月は「里親月間」です。福祉関係でも様々な〇〇月間、〇〇の日があり、例えば11月は児童虐待防止推進月間、11月11日は介護の日で、それに合わせて各地でイベント等が開催されます。皆さんのお近くでも興味のある福祉関係のイベント等がありましたら、ぜひご参加ください。
 福祉研修課 佐藤美奈子

